

申請方法については石川県社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

石川県社会福祉協議会・潜在介護人材再就職準備金 募集案内

目的

介護の資格を持ちながら、介護職員や訪問介護員等（以下、介護職員等という。）として働いていない方に対し、再就職に必要な資金をお貸しし、介護現場への復帰を応援します。再就職準備金は、石川県内で2年間、介護職員等として勤務すること（その他条件あり）で返還が免除されます。

再就職準備金の貸与限度額および用途

（1）再就職準備金の貸与限度額

最高20万円（1人1回限り）

※ 必要な額をよく検討のうえ、申請してください。



（2）再就職準備金の用途

限度額（20万円）の範囲内で、再就職の準備に必要な次の用途の費用（複数の用途に利用可能）を一括でお貸しします。

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
- ②介護について学び直すための講習会の参加経費、参考図書の購入費
- ③介護職員等として働く際に必要となる衣服、かばん、靴などの被服費
- ④敷金、礼金、引越費用など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤通勤用の自転車又はバイク等の購入費
- ⑥その他、再就職する際に必要となる経費

貸与の要件①

連帯保証人（成人）が1名必要となります。

- ①連帯保証人は、国内に居住する成人で、何らかの収入があることが条件となります。
- ②貸与を希望する者が未成年の場合は、親権者等の法定代理人を連帯保証人とする必要があります。

貸与の要件②

再就職準備金をお貸しするには、次の全ての要件を満たす必要があります。

No.	要件	チェック欄
①	申請した日の時点で、石川県内に住民登録があること。	
②	申請者および連帯保証人の現居住地と住民登録の住所が一致していること。	
③	別表(裏表紙)の種別の事業所または施設(以下、事業所等という)において介護職員又は訪問介護員等(介護職員等)として働いた経験が通算して1年 ^{※1} 以上あること。	
④	直近の介護職員等としての離職日から、3か月以上経過していること。	
⑤	次のいずれかに該当すること。 ア. 介護福祉士 イ. 実務者研修(介護福祉)の修了者 ウ. 介護職員初任者研修の修了者 エ. 介護職員基礎研修課程の修了者 オ. ホームヘルパー1級・2級研修課程の修了者	
⑥	<u>石川県内の「介護職員処遇改善加算」を受けている事業所または施設(以下「事業所等」という。)に介護職員等として、平成28年10月1日以降に新たに採用が決定(勤務開始日ではありません。)</u> していること。 (パートや臨時職員等の雇用形態は問いません。)	
⑦	事業所等の介護職員等として新たに採用が決定した日から30日以内であること。 (ただし、事業所等の介護職員等として新たに採用が決定した日から勤務開始予定日まで30日以上期間がある場合には、勤務開始日前であること。)	
⑧	事業所等の介護職員等として新たに採用が決定した日までに、石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター(以下、福サポいしかわ)が運営する「介護のしごとサポートシステム(潜在介護人材登録)」へ有効な登録 ^{※2} を行っていること。 (福サポいしかわへ有効な求職登録 ^{※2} を行っている者も含む。)	
⑨	申請した日の時点で、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金等、再就職のための他の同種の貸し付けを受けていないこと。	
⑩	暴力団員等反社会的団体関係者や介護保険法その他関係法令に違反する者ではないこと。	

※1 在職期間が通算365日以上であり、かつ、業務に従事した日数が180日以上

※2 登録方法については、裏表紙を確認してください。

注意

⑥の「介護職員処遇改善加算」の対象となる事業所・施設の種別は、別表(裏表紙に掲載)のとおりです。ただし、実際に「介護職員処遇改善加算」を受けているかどうかは、各事業所等により異なります。新たに採用が決定した事業所にご確認ください。

なお、ご不明な場合は「石川県社会福祉協議会」までお問い合わせください。

返還について

(1) 返還の免除

石川県内の事業所等で介護職員等として働いている間は、原則、再就職準備金の返還を求められることはありません。また、次のいずれかに該当する場合には、申請により、再就職準備金の返還が全額免除されます。

① 石川県内の事業所等で2年間^{※3}、介護職員等として働いたとき。

② 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、介護職員等として生涯働くことができなくなったとき。

※3 在職期間が通算 730 日以上あり、かつ、業務に従事した日数が 360 日以上

(2) 返還の開始

次のいずれかに該当する場合は、翌月から再就職準備金の返還が必要となります。

① 再就職準備金の申請時に届け出た事業所等に再就職しなかったとき。

② 再就職した事業所等を退職し、正当な理由がなく、3か月を超えて^{※4}、石川県内の事業所等で介護職員として働かなかったとき。

③ 業務外の事由により死亡、または業務外の事由による心身の故障のため、介護職員等として生涯働くことができなくなったとき。

④ 届け出が必要な場合に、借受人がその届け出を怠ったとき。

⑤ 借受人が免職されたとき。

⑥ 虚偽その他不正な方法により再就職準備金を借りたとき。

⑦ その他再就職準備金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

※4 転職する場合、前職を退職した日から3か月以内に石川県内の事業所等に介護職員等として再就職しないときは、再就職準備金の返還が必要となります。

(災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由がある場合は除く。)

(3) 返還期間

返還が必要となった場合には、返還となった理由が生じた翌月から2年間(24回の月払い)で再就職準備金を返還いただきます。

① 借受人が希望する場合、返還を繰り上げることができます。

② 返還期間(2年間)内であれば、無利子ですが、返還期間以内に返還できない場合は、延滞利子が年5%の割合で発生します。

③ 免職されたときや虚偽その他不正な方法により再就職準備金を借りたときは、一括で返還を求める場合があります。

福サポいしかわへの登録について

(1)「介護のしごとサポートシステム（潜在介護人材登録）」への登録は、次のホームページから行うことができます。登録者には求人情報や介護の仕事に関するイベント等の情報をメール配信します。登録の有効期限はありません。

石川県介護・福祉の仕事の魅力発信ポータルサイトいしふく <https://www.ishi-fuku.jp>

(2) 福サポいしかわで預かっている求人情報を閲覧したり、紹介を希望する場合には、来所または、電話連絡のうえ郵送で求職登録をすることができます。登録者には毎月、求人情報を郵送し、個別に求人情報を紹介することがあります。登録の有効期間は3か月となります。

石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター

920-0935 金沢市石引 4-17-1 石川県本多の森庁舎 1階

電話：076-234-1151 FAX 076-234-1153

再就職準備金に関する問い合わせ先

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 地域福祉課

920-8557 石川県金沢市本多町 3丁目 1番 10号 石川県社会福祉会館2階


電話：076-224-1212 FAX 076-222-8900

申請方法や申請に必要な書類は石川県社会福祉協議会のホームページよりダウンロードするか、「石川県社会福祉協議会」へ連絡し、取り寄せてください。

【掲載ページ】

石川県社会福祉協議会ホームページ <http://www.isk-shakyo.or.jp>

→情報ボックス（トップページ左側の次の画像をクリックしてください。）



各課・センターからのお知らせ
情報ボックス

【別表 介護職員処遇改善加算の対象となる事業所・施設の種別】 ※いずれも介護予防事業を含む

訪問介護事業所	訪問入浴事業所
通所介護事業所	通所リハビリテーション事業所
短期入所生活介護事業所	短期入所療養介護事業所
特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護老人保健施設	介護療養型医療施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	夜間対応型訪問介護事業所
認知症対応型通所介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護事業所	複合型サービス事業所
地域密着型通所介護事業所	